平成25年８月26日

各　　位

会 社 名　　アトミクス 株式会社
代表者名　　代表取締役社長　小林和幸
（ＪＡＳＤＡＱ・コード ４６２５）
問合せ先
役職・氏名　管理統括部長　　冨士田　学
電　　話　03-5297-1801

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成25年８月26日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第３項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

１．買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元や株主資本の充実を経営上の重要課題として捉えるとともに、将来の事業展開や戦略上必要な投資に備えて利益の一部を内部留保資金とすることで、経営基盤や財務体質の強化をはかり、継続的で安定的な配当を行うことを配当政策の基本方針として、塗料販売事業と施工事業に取り組んでおります。

このような状況の下、平成25年７月上旬、当社の筆頭株主である西川不動産株式会社（以下「西川不動産」といいます。）より保有する当社普通株式3,178,427株（発行済株式総数（平成25年８月26日現在）9,440,000株に対する割合にして33.66％（小数点以下第３位を切り捨て。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。））の一部2,200,000株（発行済株式総数に対する割合にして23.30％）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。西川不動産は、当社の創業家である西川正洋氏が代表取締役を務める資産管理業務を行う会社であり、また当社のその他の関係会社に該当いたします。西川正洋氏は当社の代表取締役等を歴任後、平成23年６月29日に取締役を退任し、現在は当社会長として当社の発展のため助言及び指導を頂いております。西川不動産と当社とは役員の兼任はございませんが、当社及び当社の子会社であるアトムテクノス株式会社は、西川不動産から事務所を賃借しており、平成25年３月期の取引金額は当社が8,968千円、アトムテクノス株式会社が2,580千円、両社合わせて11,548千円です。

当社は、西川不動産からの連絡を受けて、その対応について慎重に検討いたしました。その結果、当社が西川不動産の保有する当社普通株式の買取りを行わず、西川不動産が保有する当社普通株式が市場で売却された場合には、株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）（以下「ＪＡＳＤＡＱ」といいます。）における当社普通株式の出来高に照らせば、まとまった数量の株式が市場に放出され続けることになり、当社普通株式の市場価格に長期的な影響を与える可能性が高いこと、仮に西川不動産が保有する当社普通株式が第三者へ譲渡される場合には、当社の企業理念を理解し、当社の企業価値並びに株主の皆様の利益を継続的かつ持続的に維持向上することへの貢献が可能な者に譲渡されることを期待するものの、必ずしもそうした期待通りにならない場合には、当社の企業価値並びに既存株主の利益への影響が大きいため、安定的な株主構成の維持の観点から自己株式

として取得することが、当社の１株当たりの当期純利益（ＥＰＳ）や自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）などの資本効率の向上に寄与し、株主価値に資すること、また自己株式の取得を行った場合においても当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、株主の皆様に対する当社の基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、西川不動産以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から2,300,000株（発行済株式総数に対する割合にして24.36%）を上限としております。

本公開買付けの買付資金（約940,000千円）については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成25年６月27日に提出した第66期有価証券報告書に記載された平成25年３月31日現在の当社の貸借対照表における手元流動性（現金及び預金）は2,019,842千円であり、本公開買付けの買付資金として約940,000千円を充当した後も当社の手元流動性は十分確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

上記を受け、当社は平成25年７月中旬に西川不動産に対し、昨年８月以降のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の最安値である400円で当社が公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、西川不動産からは平成25年７月中旬に本公開買付けに対して、その保有する当社普通株式の一部である2,200,000株（発行済株式総数に対する割合にして23.30%）につき応募する旨、また、本公開買付けに対して応募がなされなかった当社普通株式978,427株（発行済株式総数に対する割合にして10.36%）につきましては今後も継続的に保有する見込みであり、西川正洋氏も引き続き当社会長として当社の発展のため助言及び指導を頂ける旨の回答を得ております。

以上を踏まえ、当社は平成25年８月26日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、当社は平成25年８月26日現在既に自己株式を997,940株保有していますが、本公開買付け後に保有することになる自己株式（最大3,297,940株、発行済株式総数に対する割合にして34.93%）については、処分等の方針については未定であるものの1,000,000株を残し、その他は当事業年度内を目処に消却する予定です。

２．自己株式の取得に関する取締役会決議の内容

（１） 決議内容

株券等の種類	総　数	取得価格の総額
普通株式	2,300,100株（上限）	920,040,000円（上限）

（注１） 発行済株式の総数　　9,440,000株
（注２） 発行済株式総数に対する割合　　24.36%
（注３） 取得することができる期間　　平成25年８月27日から平成25年10月18日まで

（２） 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

３．買付け等の概要

（１）日程等

取締役会決議日	平成25年８月26日（月曜日）
公開買付開始公告日	平成25年８月27日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	平成25年８月27日（火曜日）
買付け等の期間	平成25年８月27日（火曜日）から 平成25年９月25日（水曜日）まで（20営業日）

（２）買付け等の価格　　普通株式１株につき　金400円

（３）買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付によって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視して当社普通株式の市場価格を基礎に、本公開買付けの買付価格を検討いたしました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、ＪＡＳＤＡＱにおける本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成25年８月26日の前営業日（平成25年８月23日）までの直近の当社普通株式の終値に加えて、一定期間の株価推移を考慮する必要があると判断いたしました。

一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

これらの考え方に基づき、買付価格の算定の基礎となる当社普通株式の市場価格としては、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成25年８月23日、ただし当該日に終値がなかったため直近で終値のある平成25年８月22日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値420円、過去１ヶ月間（平成25年７月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値420円（円未満四捨五入）、過去３ヶ月間（平成25年５月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値433円（円未満四捨五入）、過去６ヶ月間（平成25年２月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値432円（円未満四捨五入）及び過去12ヶ月間（平成24年８月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値434円（円未満四捨五入）を参考にいたしました。

また、ディスカウント率については本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前日（平成25年８月25日）までの過去12ヶ月間（平成24年８月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の最安値400円を参考に検討いたしました。この結果、平成25年８月26日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前日（平成25年８月25日）までの過去12ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値434円（円未満四捨五入）に対して7.83％のディスカウントとなる400円（円未満四捨五入）を本公開買付けの価格とすることを決定いたしました。

本公開買付けの価格400円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成25年８月23日、ただし当該日に終値がなかったため直近で終値のある平成25年８月22日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値420円に対し4.76％ディスカウント、過去１ヶ月間（平成25年７月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値420円（円未満四捨五入）に対し4.76％ディスカウント、過去３ヶ

月間（平成25年５月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値433円（円未満四捨五入）に対し7.62％ディスカウント、過去６ヶ月間（平成25年２月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値432円（円未満四捨五入）に対し7.40％ディスカウント及び過去12ヶ月間（平成24年８月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値434円（円未満四捨五入）に対し7.83％ディスカウントした価格です。

②算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元や株主資本の充実を経営上の重要課題に位置付けるとともに、戦略上必要となる将来の投資に備えて利益の一部を内部留保資金とすることで、経営基盤や財務体質の強化をはかり、継続的で安定的な配当を行うことを配当政策の基本方針としてまいりました。

このような状況の下、平成25年７月上旬、当社の筆頭株主である西川不動産より、その保有する当社普通株式3,178,427株（発行済株式総数に対する割合にして33.66％）の一部2,200,000株（発行済株式総数に対する割合にして23.30％）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。西川不動産は、当社の創業家である西川正洋氏が代表取締役を務める資産管理業務を行う会社であり、また当社のその他の関係会社に該当いたします。西川正洋氏は当社の代表取締役等を歴任後、平成23年６月29日に取締役を退任し、現在は当社会長として当社の発展のため助言及び指導を頂いております。西川不動産と当社の役員の兼任はございませんが、当社及び当社の子会社であるアトムテクノス株式会社は、西川不動産から事務所を賃借しており、平成25年３月期の取引金額は当社が8,968千円、アトムテクノス株式会社が2,580千円、両社合わせて11,548千円です。

当社は、西川不動産からの連絡を受けて、その対応について慎重に検討いたしました。その結果、当社が西川不動産の保有する当社普通株式の買取りを行わず、西川不動産が保有する当社普通株式が市場で売却された場合には、ＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の出来高に照らせば、まとまった数量の株式が市場に放出され続けることになり、当社普通株式の市場価格に長期的な影響を与える可能性が高いこと、仮に西川不動産が保有する当社普通株式が第三者へ譲渡される場合には、当社の企業理念を理解し、当社の企業価値並びに株主の皆様の利益を継続的かつ持続的に維持向上することへの貢献が可能な者に譲渡されることを期待するものの、必ずしもそうした期待通りにならない場合には、当社の企業価値並びに既存株主の利益への影響が大きいため、安定的な株主構成の維持の観点から自己株式として取得することが、当社の１株当たりの当期純利益（ＥＰＳ）や自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）などの資本効率が向上する等株主価値に資すること、また自己株式の取得を行った場合においても当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、株主の皆様に対する当社の基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、西川不動産以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から2,300,000株（発行済株式総数に対する割合にして24.36％）を上限としております。

本公開買付けの買付資金（約940,000千円）については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成25年６月27日に提出した第66期有価証券報告書に記載された平成25年３月31日現在の当社の貸借対照表における手元流動性（現金及び預金）は2,019,842千円であり、本公開買付けの買付資金として約940,000千円を充当した後も当社の手元流動性は十分確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

上記を受け、当社は平成25年７月中旬に西川不動産に対し、昨年８月以降のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の最安値である400円で当社が公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、西川不動産からは平成25年７月中旬に本公開買付け

に対して、その保有する当社普通株式の一部である2,200,000株（発行済株式総数に対する割合にして23.30％）につき応募する旨、また本公開買付けに対して応募がなされなかった当社普通株式978,427株（発行済株式総数に対する割合にして10.36％）につきましては今後も継続的に保有する見込みであり、西川正洋氏も引き続き当社会長として当社の発展のため助言及び指導を頂ける旨の回答を得ております。

当社普通株式の適正な時価は、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成25年８月23日、ただし当該日に終値がなかったため直近で終値のある平成25年８月22日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値420円、過去１ヶ月間（平成25年７月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値420円（円未満四捨五入）、過去３ヶ月間（平成25年５月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値433円（円未満四捨五入）、過去６ヶ月間（平成25年２月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値432円（円未満四捨五入）及び過去12ヶ月間（平成24年８月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値434円（円未満四捨五入）を参考にいたしました。

ディスカウント率は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前日（平成25年８月25日）までの過去12ヶ月間（平成24年８月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の最安値400円を参考に算定しました。

その結果、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前日（平成25年８月25日）までの過去12ヶ月間（平成24年８月26日から平成25年８月25日）のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値434円（円未満四捨五入）から7.83％のディスカウントとなる400円(円未満四捨五入)を本公開買付けの価格とすることを決定いたしました。

以上を踏まえ、当社は平成25年８月26日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,300,000株	― 株	2,300,000株

（注１） 応募株券等の総数が買付予定数（2,300,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（2,300,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の２第２項において準用する法第27条の13第５項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成６年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注２） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注３） 発行済株式総数に対する割合　24.36％

（５）買付け等に要する資金

940,000,000円

（注） 買付け等に要する資金の金額は、買付代金（920,000,000円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積り額の合計です。

（６）決済の方法及び開始日

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

（公開買付代理人）

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

②決済の開始日

平成25年10月18日（金曜日）

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額（注）は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申しあげます。

① 個人株主の場合

－１ 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（１株当たりの買付価格が公開買付者の１株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（１株当たりの買付価格が公開買付者の１株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10.147％（所得税及び復興特別所得税7.147％、住民税３％）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税３％は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令第４条の６の２第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

－２ 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、7.147％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として課税されません。

② 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（１株当たりの買付価格が公開買付者の１株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、7.147％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成25年９月25日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成25年10月17日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

４．その他

（１） 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

（２） 当社の筆頭株主である西川不動産は、本日（平成25年８月26日）現在、当社普通株式3,178,427株（発行済株式総数9,440,000株に対する割合33.66％）を保有しておりますが、同社より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である2,200,000株（同23.30％）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

（ご参考）平成25年８月26日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	8,442,060株
自己株式数	997,940株

以　上